

第4節 市民税課

〔総括概要〕

自立的な行財政運営を実現するうえで、自主財源である市税の重要性は非常に高く、常に厳正な税務行政の執行が求められることから、租税の原則に基づき、公平・明確な租税賦課業務に努めた。

具体的な取組みとして、市民税関係では、課税客体の適正把握のため、個人住民税未申告者に対する申告の催告や臨戸訪問を実施した。また、より一層の税込確保に向けて、県税事務所と連携し、未申告法人の活動状況調査や申告指導を行った。

保険税（料）関係では、転入者や非課税年金受給者に対する適正な賦課を行うため、簡易申告等を実施した。

軽自動車税関係では、車両の現況調査等を通じて、課税客体の適正把握に努めた。

なお、本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、軽自動車税及び法人市民税については納期限の延長、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、所得が著しく減少した方等に対する減免措置を講じた。

税政係

1 調定額

（単位：千円）

税目	区分	本年度	前年度
市民税		9,863,116	10,452,178
軽自動車税		517,124	487,838
市たばこ税		1,069,014	1,088,883
鉱産税		3,294	2,956
入湯税		13,721	19,669
国民健康保険税		5,938,944	6,119,773
後期高齢者医療保険料		1,477,467	1,431,650
介護保険料		3,224,471	3,254,244

2 賦課状況

(1) 軽自動車税(4月1日現在)

(令和2年度課税状況調より)

車種	区分	総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税額 (千円)
			非課税	減免		
原 動 機 付 自	50cc以下	5,107	43	2	5,062	10,124
	51cc～90cc	488	1	—	487	974
	91cc～125cc	875	13	—	862	2,069
	ミニカー	121	—	—	121	448

転車	小計		6,591	57	2	6,532	13,615	
	二輪車		2,023	2	1	2,020	7,272	
三輪車		1	—	—	1	5		
軽自動車及び小型特殊自動車	四輪車	乗用	営業用	3	—	—	3	17
			自家用	17,746	43	377	17,326	124,747
		貨物	営業用	96	—	1	95	285
			自家用	4,364	26	72	4,266	17,064
	新税率適用分	乗用	営業用	1	—	—	1	7
			自家用	9,245	10	232	9,003	97,232
		貨物	営業用	92	—	—	92	350
			自家用	2,460	26	31	2,403	12,015
	重課適用分	乗用	営業用	6	—	—	6	49
			自家用	8,375	19	213	8,143	105,045
		貨物	営業用	34	—	—	34	153
			自家用	5,593	38	66	5,489	32,934
75%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—	
		自家用	—	—	—	—	—	
	貨物	営業用	—	—	—	—	—	
		自家用	—	—	—	—	—	
50%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—	
		自家用	453	3	21	429	2,317	
	貨物	営業用	—	—	—	—	—	
		自家用	—	—	—	—	—	
25%軽課適用分	乗用	営業用	—	—	—	—	—	
		自家用	1,758	3	53	1,702	13,786	
	貨物	営業用	28	—	—	28	81	
		自家用	89	1	5	83	315	
小型特殊	農耕作業用		6,637	18	4	6,615	15,876	
	フォークリフト等		492	2	—	490	2,891	
小計		59,496	191	1,076	58,229	432,441		
二輪の小型自動車		2,862	16	1	2,845	17,070		
合計		68,949	264	1,079	67,606	463,126		

(2) 市たばこ税

区分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
たばこ税	183,036,794	1,315,367	181,721,427	1,065,082,102
手持ち品	9,145,738	—	9,145,738	3,932,684

合 計	192,182,532	1,315,367	190,867,165	1,069,014,786
-----	-------------	-----------	-------------	---------------

※令和2年10月1日にたばこ税の税率が引き上げられたことによる手持ち品課税。

(3) 鉱産税

区 分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	39,371	11,811,300	-	-
ドロマイト	189,634	75,853,600		
石灰石 第2類	854,848	213,712,000		
珪 石	74,910	37,454,970		
合 計	1,158,763	338,831,870		

(4) 入湯税

区 分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	269,348	13,467,400
宿 泊	150	1,692	253,800
合 計		271,040	13,721,200

3 諸証明等の交付 (栃木地域分)

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	22,717	465	<ul style="list-style-type: none"> ・納税、所得及びその他の証明 1件につき300円 ・土地及び建物の評価証明 1件につき300円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし 1件増すごとに100円を加算する。 ・住宅用家屋証明 1件につき1,300円
公簿閲覧	2,992	1,157	<ul style="list-style-type: none"> ・資産台帳の閲覧 1冊につき300円 ・公簿等の写し 1枚につき300円
合 計	25,709	1,622	

法人係

個人係

1 個人市民税賦課状況(7月1日現在)

(令和2年度課税状況調より)

(1) 所得区分別市民税額調

(単位：千円)

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額				
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分 離 譲 渡
所得金額	210,838,151	181,244,081	8,182,044	1,631,547	16,155,676	3,624,803
所 雑 損	524,271	392,159	40,079	2,474	36,971	82,588
医 療 費	1,373,787	795,724	97,971	45,897	365,145	69,050

得 控 除 額	社会保険料	38,690,835	34,314,816	1,263,291	313,496	2,394,744	404,488
	小規模企業共済掛金	763,136	471,554	185,873	10,782	57,588	37,339
	生命保険料	2,638,852	2,296,666	102,408	20,923	191,065	27,790
	地震保険料	101,741	69,073	5,683	4,647	19,489	2,849
	障害者	630,800	423,840	32,140	8,700	149,020	17,100
	寡婦	374,200	306,460	8,840	780	52,100	6,020
	寡夫	33,420	37,440	2,600	-	3,380	-
	勤労学生	1,040	1,040	-	-	-	-
	配偶者	4,707,400	3,199,770	126,090	27,620	1,306,780	47,140
	配偶者特別	1,057,520	874,300	30,970	5,370	138,340	8,540
	扶養	5,639,810	4,969,070	295,650	79,350	220,670	75,070
	同居特別障害者	125,120	98,900	6,900	920	14,950	3,450
	基礎	23,999,910	19,742,580	793,980	158,730	3,066,690	237,930
	計	80,701,842	67,993,392	2,992,475	679,689	8,016,932	1,019,354
課税標準額	133,509,482	113,250,689	5,189,569	951,858	8,138,744	5,978,622	
税 額	算出税額	7,908,975	6,792,611	311,277	57,093	487,958	260,036
	調整控除額	151,731	119,991	5,639	1,324	23,477	1,300
	配当控除額	6,597	3,047	44	7	2,860	639
	住宅借入金等特別税額控除	150,686	145,937	3,733	260	353	403
	寄附金税額控除	104,415	81,310	7,469	202	3,821	11,613
	外国税額控除	10	5	-	-	5	-
	税額調整額	925	757	8	3	157	-
	配当割額等控除額	9,387	1,124	215	19	2,248	5,781
	減免税額	92	92	-	-	-	-
	所得割額	7,485,131	6,440,348	294,169	55,278	455,037	240,299
	均等割額	288,264	227,458	10,874	2,192	47,740	-
	市民税額合計	7,773,395	6,667,806	305,043	57,470	502,777	240,299
市民税負担割合(%)	100	85.8	3.9	0.7	6.5	3.1	
納税義務者数(人)	82,361	64,776	3,081	624	13,159	721	
所得割人数(人)	72,727	59,826	2,406	481	9,293	721	

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	3,339	2,182,920	1,384,885	45,753	41,576
10万円を超え100万円以下	26,131	35,773,183	14,909,944	877,162	802,786

100 # 200 #	21,658	54,339,352	31,891,707	1,901,783	1,771,304
200 # 300 #	10,923	41,405,142	26,774,351	1,599,510	1,501,339
300 # 400 #	5,281	27,122,191	18,530,630	1,103,246	1,073,032
400 # 550 #	3,210	20,597,159	14,736,483	880,800	861,044
550 # 700 #	901	7,315,593	5,630,435	333,724	323,966
700 # 1,000 #	619	6,376,430	5,150,948	307,564	298,179
1,000万円を超える金額	665	15,726,181	14,500,099	859,433	811,905
合計	72,727	210,838,151	133,509,482	7,908,975	7,485,131

※「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除及び事業専従者に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除 人員	扶養控除人員の内訳			事業専従者	
	うち老人配偶者			老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養	青色	白色
1万円以下の金額	36	16	40	3	16	21	20	1
1万円を超え 2万円以下	32	17	35	5	11	19	4	2
2 # 3 #	23	13	34	-	16	18	7	1
3 # 4 #	39	18	58	4	18	36	2	-
4 # 5 #	33	12	38	3	15	20	7	1
5 # 6 #	36	18	43	1	17	25	-	-
6 # 7 #	29	14	44	6	15	23	-	-
7 # 8 #	26	12	36	1	12	23	25	5
8 # 9 #	38	17	28	-	11	17	-	-
9 # 10 #	45	25	25	1	6	18	-	-
10 # 15 #	234	114	217	11	66	140	26	8
15 # 20 #	294	172	233	11	83	139	22	4
20 # 25 #	307	180	206	10	67	129	-	-
25 # 30 #	252	134	236	19	84	133	84	17
30 # 40 #	557	305	479	23	139	317	-	-
40 # 60 #	1,084	518	901	42	277	582	83	22
60 # 80 #	965	361	828	55	257	516	77	9
80 # 120 #	1,707	409	1,582	107	503	972	129	25
120 # 160 #	1,499	208	1,452	78	486	888	113	25
160 # 200 #	1,387	101	1,326	87	362	877	106	16
200万円を超える金額	5,260	179	6,559	362	1,586	4,611	601	67
合計	13,883	2,843	14,400	829	4,047	9,524	1,306	201

2 法人市民税賦課状況 (7月1日現在)

均等割別納税義務者数

区	分	均等割額(千円)	法人数(人)
---	---	----------	--------

資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	3,122
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	34
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	562
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	61
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	118
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	33
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	130
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	11
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	27
合 計			4,098

保険係

1 国民健康保険税賦課状況（7月1日現在）

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・ 賦課限度額 580,000円
- ・ 所得割 8.2/100
- ・ 均等割 32,300円
- ・ 平等割 23,800円
- ・ 課税内訳

区分	所得割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	16,496	36,684	22,661
退職世帯	0	0	0
合 計	16,496	36,684	22,661

イ 軽減世帯及び限度額世帯

（単位：世帯）

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,976	3,574	2,648	12,198	518
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	5,976	3,574	2,648	12,198	518

ウ 調定額

区分	世帯数（世帯）	被保険者数（人）	調定額（円）	一世帯当たり（円）	一人当たり（円）
一般世帯	22,661	36,684	2,845,140,800	125,552	77,558
退職世帯	0	0	0	0	0
合 計	22,661	36,684	2,845,140,800	125,552	77,558

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 190,000円
- ・所得割 2.6/100
- ・均等割 10,200円
- ・平等割 7,500円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	16,496	36,684	22,661
退職世帯	0	0	0
合計	16,496	36,684	22,661

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,976	3,574	2,648	12,198	487
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	5,976	3,574	2,648	12,198	487

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	22,661	36,684	902,731,500	39,836	24,608
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	22,661	36,684	902,731,500	39,836	24,608

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 160,000円
- ・所得割 2.4/100
- ・均等割 12,900円
- ・平等割 6,000円
- ・課税内訳

区分	所得割 (人)	均等割 (人)	平等割 (世帯)
一般世帯	5,083	10,662	8,929
退職世帯	0	0	0
合計	5,083	10,662	8,929

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位:世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,976	3,574	2,648	12,198	487
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	5,976	3,574	2,648	12,198	487

一般世帯	2,063	1,131	893	4,087	230
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	2,063	1,131	893	4,087	230

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	8,929	10,662	331,283,500	37,101	31,071
退職世帯	0	0	0	0	0
合計	8,929	10,662	331,283,500	37,101	31,071

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	19,501	3,612,242,700
特別徴収対象世帯	5,920	466,913,100
合計	25,421	4,079,155,800

2 後期高齢者医療保険料賦課状況(7月1日現在)

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・賦課限度額 640,000円
- ・所得割 8.54/100
- ・均等割 43,200円

均等割低所得者軽減額(円)			
7割軽減	7.75割軽減	5割軽減	2割軽減
30,240	33,480	21,600	8,640

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数(人)	
		普通徴収	特別徴収
一般	(所得-33万円)×8.54%+43,200円	1,910	7,436
7割軽減	世帯の合計所得が33万円以下で、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の世帯は、均等割額を7割軽減。	912	4,371
7.75割軽減	世帯の合計所得が33万円以下の世帯は、均等割額を7.75割軽減。	727	4,513
5割軽減	世帯の合計所得が33万円+(28.5万円×被保険者数)以下の世帯は、均等割額を5割軽減。	500	3,025
2割軽減	世帯の合計所得が33万円+(52万円×被保険者数)以下の世帯は、均等割額を2割軽減。	320	2,632
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額を免除、均等割額を5割(加入した月から2年間)軽減。	(内337)	
合計		4,369	21,977

(3) 後期高齢者医療保険料調定額（現年度分）

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収	4,369	419,526,900
特別徴収	21,977	1,031,183,300
合計	26,346	1,450,710,200

3 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段階	対象者	被保険者数(人)		年間保険料 (円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・ 老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護の受給者 ・ 世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の方	1,224	6,303	20,160
第2段階	・ 世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円以下の方	228	3,277	26,880
第3段階	・ 世帯全員市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円を超える方	106	2,969	47,040
第4段階	・ 市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下の方	799	7,744	57,120
第5段階	・ 市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円を超える方	144	7,802	67,200
第6段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以下の方	603	8,991	80,640
第7段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	345	5,369	87,360
第8段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	414	3,726	100,800
第9段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	92	682	117,600
第10段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	42	234	134,400
第11段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上の方	19	136	151,200
第12段階	・ 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	68	270	168,000
合計		4,084	47,503	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	4,084	190,989,230
特別徴収対象者	47,503	2,970,264,160
合計	51,587	3,161,253,390